

労働保険年度更新始まる、書類は4/25までに提出を 従業員を雇うと労働保険の加入は事業主の義務です！

春日井民商だより

春日井市こぶき町一八三

☎八一一一四八二
FAX 八一一九七五六

今年も労働保険の「年度更新」が始まりました。「年度更新」とは昨年度一年間に支払った給料などを元にして、昨年度の労働保険料を確定して（確定保険料）、新年度の保険料（概算保険料）を算出し清算する事務です。対象となる会員には書類を送付しましたので四月二十五日（金）までに必要事項を記入して提出してください。書き方等がわからない場合は事務所までお問い合わせください。

従業員を雇い入れたら

労働保険への加入は義務です

一人でも「他人」の従業員を雇い入れたら労働保険（労災保険と雇用保険）に加入しなければなりません。未加入のまましていると労災事故が起きたときにペナルティが科されます。春日井民商は国の認可を受けた労働保険事務組合で会員の福利厚生を助けるために業務を行っています。従業員を雇ったらすぐ連絡して、労働保険加入の手続きを行ってください。

労働保険事務組合で手続きするメリット

春日井民商のような労働保険事務組合に事務委託すると

1. 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
2. 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。

3. 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

などのメリットがあります。

労働者がいてまだ手続きをしていない方やこれから雇い入れを考えている方はご相談ください。

一人親方労災加入も民商で

建設業に従事する「一人親方」労災も春日井民商で手続きできます。保険料の納付も年3回です。春日井民商が委託を受けている事業所や一人親方組合加入者でも年間数件の労災事故が発生しています。万が一に備えて労災へ加入しましょう。

25年8月から

会費の口座振替の取り扱い始めます

民商の会費は、毎月相手の顔を見て近況も聞きながら集金するのが基本です。ただし、居住地が遠方であったり、仕事の関係で出張がちであるなど会費の「口座振替」ができないかという問い合わせも少なくありませんでした。

四月四日（金）に開催した第12回理事会で、基本的な会費集金形態は維持しつつ、希望者については会員の負担軽減と利便性を考慮して「口座振替」を開始することにしました。

口座振替をするには「口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。あわせて

口座振替手数料も負担いただくこととなります。（大垣共立銀行からの振替は100円・その他の金融機関は150円です。通常の振込より安価です）

開始月は8月です。希望される方には「口座振替依頼書」を送りますので必要事項を記入し、銀行届出印を押印の上、五月二十六日（月）までに事務所まで持参いただくか郵送してください。（銀行での手続きは必要ありません）

尚、新規で口座振替を希望される場合は「依頼書」提出の2ヶ月後からになります。手続きの詳細や不明な点は事務所までお問い合わせください。

春日井民主商工会第59回定期総会 共済会第33回定期総会

7月11日(金)に開催します

4月4日（金）の第12回理事会で今年の春日井民商定期総会を7月11日（金）に開催することを確認しました。

会場はグリーンパレス春日井を予定し、夜7時からの開催となる予定です。

今から予定を空けて、多くの皆さんの参加をお願いします。

昨年の総会です



毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします

会計

山崎孝亀